

## 第2回 技能労働者の技能の『見える化』ワーキンググループ 議事概要

1. 日時:平成25年1月21日(月)13:00~15:00
2. 場所:国土交通省 合同庁舎2号館1階 共用会議室3A
3. 出席委員:野城座長、天本委員、幸保委員、白石委員、高橋委員、滝沢委員、綱田委員、蟹澤委員、中山委員、花山委員、宮口委員、森委員、柳委員、山本委員、山口委員

### 4. 議事概要

○「第1回技能労働者の技能の『見える化』WGでの議論」の中に記載されている「システム構築に向けた課題」を解決しないと進まないのではないかと。

#### (1)技能労働者へのID付与方法のあり方

- IDを付与する技能労働者の範囲は、職名ではなく現場での役割・立場をもって決めてはどうか。
- 本人確認に用いる情報は、変わる可能性のある氏名や住所よりも、生年月日、性別、血液型、出身地など変わらない情報にしてはどうか。
- IDを付与する方法のうち、元請が現場でIDを付与する方法については、未付番者が現場に来た場合に書類の確認等に時間を要するためすぐに作業に就けないという課題がある。事前にIDが付与されていることが必要ではないか。
- インターネットを通じて自分でIDを所得する仕組みも考えられるのではないかと。
- 元請や零細企業の事務負担をよく考えることが必要。
- ID付与、データベースへの登録は、任意だと進まないとの意見もあるが、法的な義務ではなく自発的に行うものとし、業界全体が合意して包括的に進めていくものとしてはどうか。
- 業界全体でオーソライズされたIDが労働者に付与されると、何がどのくらい便利になるかをイメージして考えるべき。「見える化」によって良い職人が高給をとり、若年者の入職が進むことが業界のためにもなる。
- インターネットでどこでもというより、IDを発給する機関に認められた機関の端末という考えもある。
- 業界統一的なIDが付与されると各社がせっかく蓄積した情報が他社に流れるとの議論もあるが、バラバラに蓄積された情報を紐付けるためにIDを付与するのであって、情報へのアクセスをどこまで認めるかは別の議論である。

## (2) 技能労働者の技能等に係る情報の登録のあり方

- 登録された情報の真正性の確保が重要であり、誤情報や二重登録が本人にとって不利益となるために、情報の正確性を自ら担保するような自浄作用が働く仕組みを作っていく必要がある。
- 情報の登録は本人が行い、真正性が確認された情報であるかが区別できるようになっていけばよいのではないか。
- 誰でも情報登録できるが、本人確認が出来ない場合は、最終的な登録は出来ないような、入り口は緩いが最終的なところは担保されている仕組みを考えてはどうか。
- 利便性を確保するため、多くのルートで情報登録をできるようにしてはどうか。

## (3) 登録された技能労働者情報の管理のあり方

- 管理機関として公益法人が適切かどうか。
- 公益団体は中間的存在であるが、自立的な経営が成り立つ組織である。
- ID付与を行う企業を管理する機関を設けてはどうか。

## (4) 諸外国の事例(イギリス・韓国)

- イギリスでは、不法就労の排除のためもあるが、野丁場を中心に、技能労働者 220～230 万人中 175 万人と ID 付与がかなり普及している。建設企業から建設技能者の研修費用を徴収しており、それを払わない不法な業者が入らないようにするためもある。現場単位での雇用が基本であるため、個人のキャリアや資格は自分で管理して次の会社に持参することになるが、その際、カードに情報が入っていれば履歴書を書かずに済む利便性があるため、自分で情報を登録する仕組みが機能している。登録された情報は、本人が見せたい情報だけを見せるアクセスコントロールがされている。
- 韓国では、民間の就労カードがゼネコンの現場を中心に非常に普及している。ただし、目的は現場単位での出入りの管理に限られ、就労履歴までの管理は行われていない。一方、雇用保険ICカードは、建設産業基本法で禁止されている 2 次以下の重層下請や、年金及び健康保険への加入義務が生じる月 21 日以上労働の実態が明らかになるのを避けようとする結果として、普及していない。
- 日本の大手の現場ではIDはオーソライズされていないが、カードによる管理という面では、ある意味進んでいるのではないか。

～ 以上 ～